

# 豊郷町国土強靱化地域計画

令和2年2月

豊郷町

## <目次>

### 第1章 計画策定の趣旨・基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 まちの地域特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

### 第2章 脆弱性評価

- 1 評価の方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定・・・・・・・・・・ 7
- 3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取り組みの分析・評価・・ 9
- 4 重要業績指標（KPI）の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

### 第3章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針

- 1 推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 施策項目別事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

### 第4章 計画の推進と不断の見直し

- 1 計画の推進と見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

別紙1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

別紙2 推進方針に基づく施策項目別事業一覧

## 第1章 計画策定の趣旨・基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

わが国は、これまで阪神・淡路大震災、東日本大震災など、想定外とも言えるような大規模な自然災害を何度も経験し、その都度、様々な防災対策を講じてきましたが、甚大な被害により復旧・復興が滞り、長期間に渡るということを繰り返してきました。

こうした過去の災害の教訓を生かし、いつ起こるかわからない大規模な自然災害に対して、人命や経済社会システムへの被害を最小限に抑えるなど平時から対策することが必要です。

これらの視点から国におきましては、平成23年3月に発生した東日本大震災から得られた教訓を踏まえて、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災、減災に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行し、大規模自然災害に備えた国土全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

基本法では、必要な事前防災、減災およびその迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することなどが念頭に置かれています。

さらに平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画の指針となる「国土強靱化計画（以下「国基本計画」という。）」が策定され、平成30年12月には近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化を踏まえて、同計画が見直されました。

本町においても、「南海トラフ地震」等をはじめとした地震災害や、強力な台風や局地的な大雨等の風水害への対応が大きな課題となっています。

また、人口減少や少子高齢化の進行等により将来的に財政状況が厳しくなることが懸念され、今後老朽化した公共施設等の更新・維持等が難しくなります。

本町では、こうした災害などへの不安を取り除き、安全・安心なまちづくりの実現に向けて、解決すべき課題を整理し、国や県と一体になって強靱化の取り組みを推進すべく、「豊郷町国土強靱化地域計画」（以下「町地域計画」という。）を策定しました。

今後は、町地域計画を基本として、国土強靱化に関する施策を推進し、強靱な地域づくりを計画的に進めていきます。

## 2 基本的な考え方

### (1) 計画の位置付け

町地域計画は、本町の基本方針である「豊郷町総合計画」、災害に対処するための基本的な計画である「豊郷町地域防災計画」等と連携を図るとともに、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定します。

また、基本法第14条の規定に基づき、国基本計画および滋賀県国土強靱化地域計画と整合性のとれたものとします。

### (2) 計画の対象とするリスク

町地域計画が対象とするリスクは、重大な被害が想定される「大規模地震および風水害」の大規模災害とし、「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

### (3) 基本目標

町地域計画における基本目標として、次のとおり定めます。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 人命の保護が最大限図られること</li><li>② 町および地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること</li><li>③ 町民の財産および公共施設に係る被害の最小化</li><li>④ 迅速な復旧復興</li></ul> |
|--|

### (4) 事前に備えるべき目標

大規模地震および風水害の発生を想定して、基本目標を具体化した8つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

- ① 直接死を最大限防ぐ。
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する。
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する。
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- ⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

### (5) 計画期間

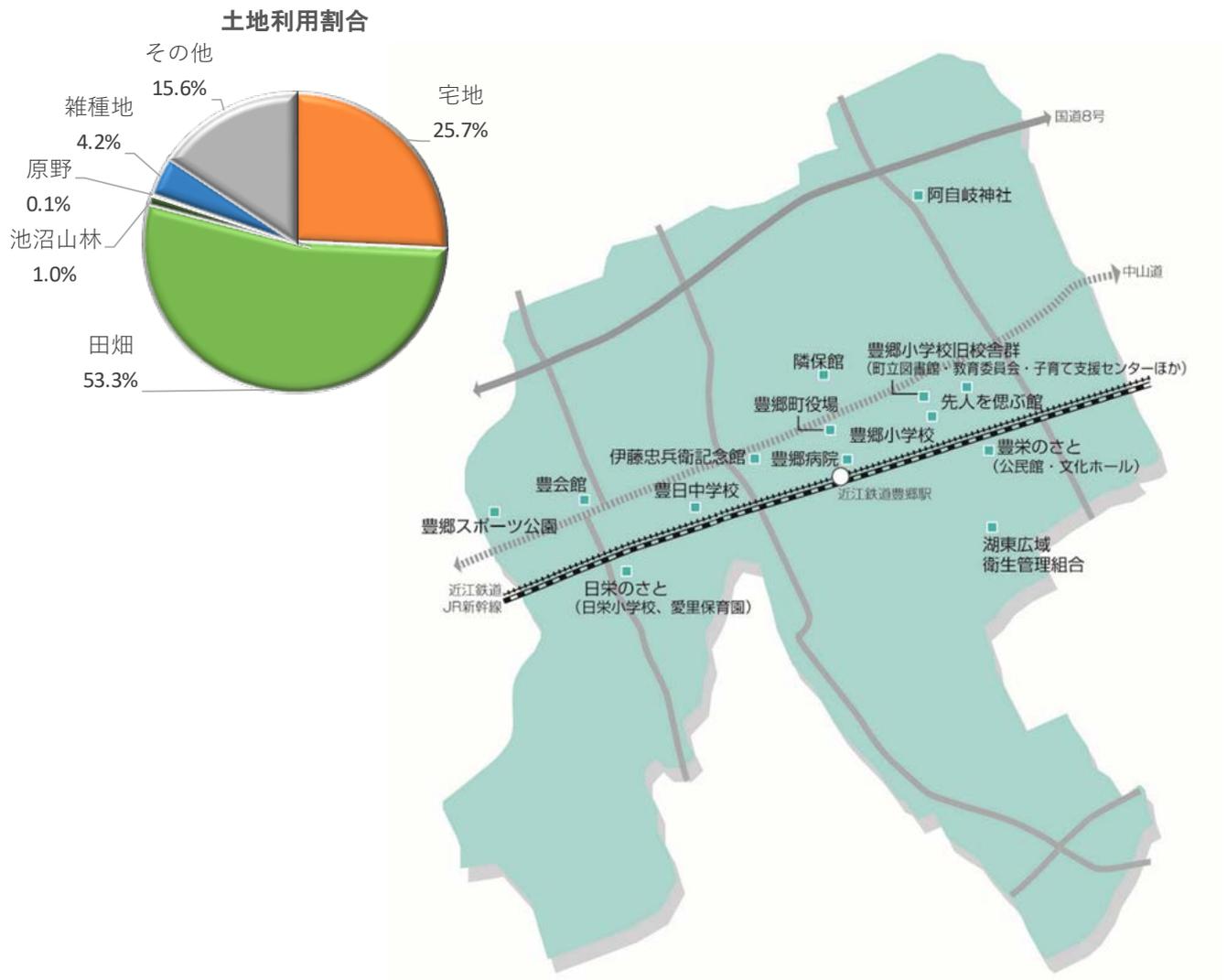
町地域計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度の5年間とします。

### 3 まちの地域特性

#### (1) 概要

本町は、滋賀県東部にあって彦根市・甲良町・愛荘町に隣接し、面積 7.80km<sup>2</sup>、東西 5.7km、南北 4.9km という小さなまちです。ほぼ全域が平坦地で、田畑が 5 割強、宅地が 3 割弱を占めています。まちの中央に中山道が通り、その街道沿いに町並みが広がり、その周囲に農村集落が広がっています。

近年では国道 8 号沿線などに商工業地が形成され、宅地造成がさかんに行われています。



## (2) 地勢・地質

本町の地形は、山が全くなく、半数が農地となっています。河川は鈴鹿連峰に源を発し、宇曾川となり琵琶湖に流入しています。この河川の源である湖東の山地は、花崗岩を基岩としており、風化した花崗岩が河床に堆積しています。そのため、過去に台風時の出水で水位が急上昇して幾度か堤防の決壊がおき、非常に危険な状態にありました。

近年、この河川の改修工事が行われ、河床が下げられたことにより、危険な状態は幾分緩和されましたが、小河川であるため、上流に集中豪雨が発生したときは下流への到達は非常に早く、また、水源山地が壮年期の山地であることと相まって、浸食が起きやすい地形であるため、集中豪雨の発生時には危険な状態にあり、堤防が決壊するようなことになれば、相当大きな被害が予想されます。

## (3) 活断層

従来、断層は地震の原因ではなく、地震動の結果として地層がずれたのであるという考え方が有力でありましたが、近年では地震断層が発見されて「生きている断層」、つまり活断層が地震発生と密接な関わりを持っていることが明らかになりました。今日では、地震予知の点から活断層の存在は特に重要視され、各地域で活断層の認定作業が進められています。

滋賀県を含む近畿・中部地方は、わが国でも活断層分布密度の最も高い地帯として一般に知られ、県内および本町近辺でもすでにいくつかの活断層が認定されています。平成8年度に実施した防災アセスメント調査では、想定地層を百済寺断層（マグニチュード7.2、震源深さ10 km、活断層の長さ25 km）となりました。



【周辺の活断層(帯)分布図】

#### (4) 気象

気象について、彦根地方気象台（気象庁）により観測資料がまとめられています。気象状況（気象官署：彦根）の概要・記録は次のとおりです。

##### <気象概要>

（平年値：1981～2010年）

項目	内容
年平均気温	14.7℃
年平均降水量	1,570.9 mm
年間降雪量（降雪の多さ）	104 cm
年平均相対湿度	74%
年間日照時間	1,825.8 時間
年平均風速	3.0m/s
年最多風向	北西

（注）年最多風向の統計期間は1990～2010年

##### <気象記録>

項目	最大値	記録年月日	統計期間
日最大10分間降水量	27.5mm	2001.7.17	1937.1～2019.8
日最大1時間降水量	63.5mm	2001.7.17	1894.1～2019.8
日降水量	596.9mm	1896.9.7	1893.10～2019.8
月降水量	1,018.8mm	1896.9	1893.10～2019.8
年降水量	3,065.5mm	1896	1893～2019
日最大風速	31.2m/s	1934.9.21	1893.10～2019.8
最大瞬間風速	46.2m/s	2018.9.4	1920.1～2019.8
月最深積雪	93cm	1918	1893.10～2019.8

##### ① 気温

平均気温は県内では、大津（14.9℃）に次いで2番目に高くなっています。

##### ② 降水量

記録的な降水量としては、明治29年9月の豪雨があげられます。これは停滞前線によるもので、日降水量596.9ミリメートル、月降水量1,018.8ミリメートルを記録し、平野部において台風以外の降雨では全国的にも最大クラスです。この場合も九州のはるか南の海上に台風があり、それから暖湿流が停滞前線に流入していました。

しかし、一般的には、年間の降水量の平均値は1,570.9ミリメートルと全国的には平均的です。月降水量は、6～7月が多く、9月がこれに次いでいます。

さらに、近年の局所的な集中豪雨等により、町域でも水害に対する危険性が高くなっています。

③ 降雪量

年間降雪量（降雪の深さ）の平均値は、104センチメートルです。

平成27年1月には33年ぶりの大雪に見舞われ、当月だけでも107センチメートルの積雪を記録しています。

④ 風向・風速

風向きは、年間を通じて北西および南東方向の風が卓越し、特に冬は北西の季節風の影響が強く、

風速は、北西の風は毎秒3～4メートル程度で、南東の風は毎秒1～2メートル程度と、比較して2～3倍に達し、内陸部ながら厳冬期には風が強くなっています。

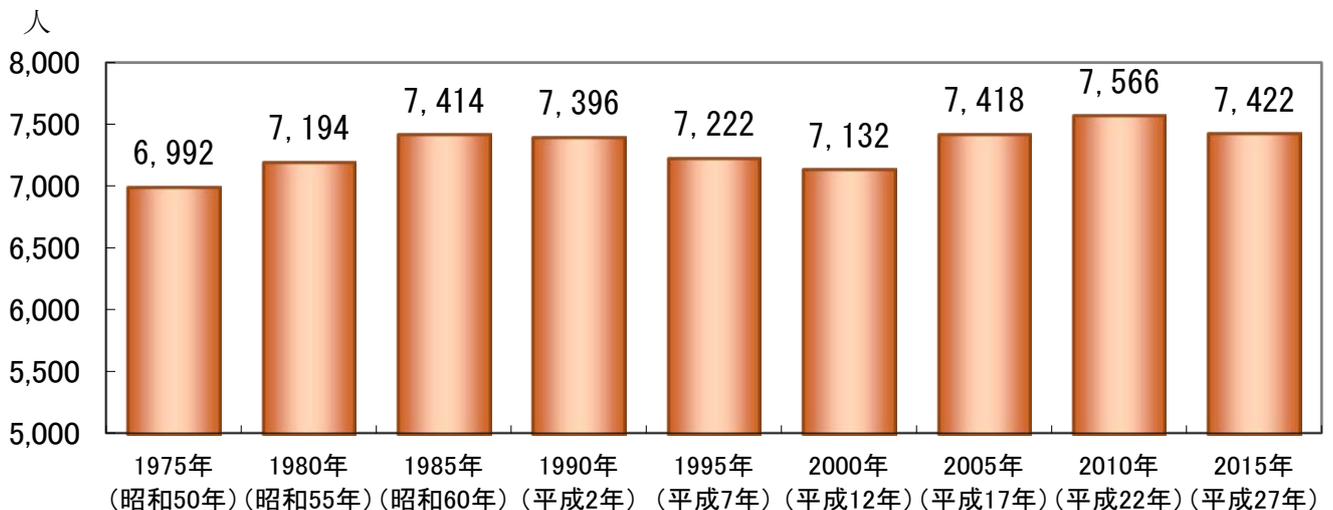
⑤ 雹

近年では、平成17年6月に降雹による民家、農産物の被害があった。

（5）人口の推移

本町の人口は1985年（昭和60年）まで増加傾向にありましたが、その後2000年（平成12年）まで減少が続き、再び増加傾向に転じた後、2015年（平成27年）は減少し7,422人となっています。

【人口の推移】



## 第2章 脆弱性評価

### 1 評価の方法等

次の方法により、脆弱性評価を行います。

- ① 町民生活・町民経済に甚大な影響を及ぼすリスクとして「大規模地震および風水害」を設定
- ② 4つの基本目標を具体化した8つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、仮に発生すれば町に大きな影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定
- ③ 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに強靱化に関する個別施策分野および横断的施策分野を総合的に評価

#### [個別施策分野]

- ①行政機能／消防等、②住宅・都市、③保健医療、④エネルギー、⑤産業、⑥交通・物流、⑦農林水産、⑧国土保全・土地利用、⑨環境

#### [横断的施策分野]

- ①リスクコミュニケーション、②老朽化対策

### 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

8つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、本町の実情に応じて38の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定します。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 直接死を最大限防ぐ	(1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	(2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	(3) 突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	(4) 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	(1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	(2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	(3) 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	(4) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	(5) 医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

	(6) 被災地における感染症等の大規模発生
	(7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能を確保すること	(1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保すること	(1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	(2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	(3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせないこと	(1) サプライチェーン(※)の寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
	(2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	(3) 重大な産業施設の損壊、火災、爆発等
	(4) 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	(5) 金融サービス・郵便物の機能停止による国民生活・商取引への甚大な影響
	(6) 食料等の安定供給の停滞
	(7) 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	(1) 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間に機能の停止
	(2) 上水道等の長期間にわたる供給停止
	(3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	(4) 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
	(5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させないこと	(1) 地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
	(2) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

	(3) 防災インフラ、天然ダム、河川管理施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死者の発生
	(4) 有害物質・油の大規模拡散・流出による町土の荒廃
	(5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	(1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	(2) 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域の精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	(3) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	(4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	(5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	(6) 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による町経済等への甚大な影響

※サプライチェーン：原料から製品やサービスが消費者の手に届くまでの、経済のつながり

### 3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取り組み分析・評価

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現在実施している施策の進捗状況を把握し、現状を改善するために何が課題であり、今後、どのような施策を導入すべきかについて分析・整理しました。

脆弱性の評価結果は、別紙1「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価の結果のとおりです。

### 4 重要業績指標（KPI）の設定

各プログラムの達成度や進捗を把握するに当たっては、数値化できるものについて重要業績指標（KPI）を設定しました。

なお、これらの指標については、精度、内容等の向上を図るべく、継続的に見直しを行うものとします。

## 第3章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針

### 1 推進方針

別紙1「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果に基づき、国土強靱化を推進するため、次のとおり個別・横断的施策分野別推進方針を示します。

なお、限られた資源で効率的・効果的に本県の強靱化を進めるには、施策の重点化を図る必要があります。

町地域計画では、38の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」に幅広く対応できる施策について、次のとおり42の施策のうち6の施策を重点として選定しました。

重点とする施策は☆マークで示しています。

## 個別・横断的施策分野別推進方針

### 個別施策分野

#### 【行政機能／消防等】

##### 《行政機能》

##### (学校施設の耐震対策)

- 町立学校の安全・防災機能の確保のため、耐震化等必要な対策を講じます。

##### (行政情報基盤の防災機能の強化)

- ネットワーク通信拠点の被災により業務継続上必要となる機能（グループウェア、ファイルサーバー、基幹系システム等）が利用できなくなるリスクを軽減するため、冗長化を進めます。

##### (災害関連情報の収集体制の整備・伝達機能の維持)

- 町防災行政無線（屋外スピーカー21局）を用いた防災訓練を定期的を実施します。
- 通信機器保守会社と非常時の連絡体制を確認し、連絡手段を確保します。

##### (住民等への情報伝達手段の多様化・正確な情報発信)

- 情報通信手段の多重化・多様化に努めます。
- メール配信システムの登録率を高めます。
- 情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進するとともに、発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めます。
- 住民等への主な情報伝達手段であるホームページを平素から利用していただけるよう充実させることで、有事の際の迅速かつ効果的な情報発信につなげます。

『重要業績指標』

ホームページへのアクセス数の増加

現状：27 万件

令和6年度：35 万件

(町の業務継続に必要な体制の整備) ☆

- 業務継続計画を策定し、PDCAサイクルを確立し、定期的に更新します。

『重要業績指標』

業務継続計画の作成

現状：なし

令和2年度：あり

業務継続計画の更新

現状：なし

令和6年度：更新予定

(関係行政機関等との連携体制の整備)

- 国、県、湖東定住自立圏、民間事業者、NPO、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図ります。

(要支援者対策の推進)

- 要支援者台帳の整備を今後も継続して行います。
- 災害発生時における要支援者の避難体制整備を促進します。

(帰宅困難者対策の推進)

- 帰宅困難者が発生した場合に備え、県や事業者等と連携して、帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保や施設における飲料水、食料等の備蓄などの対策を促進します。

『重要業績指標』

施設利用に関する協定を締結した法人数

現状：なし

令和6年度：1 団体

(非常用物資の備蓄促進)

- 災害発生時に備え、地域や家庭、事業所等において、非常食や生活必需品等を備蓄するよう、引き続き啓発します。
- 町役場庁舎の耐震化、建替えなどに合わせ、備蓄倉庫の併設を検討します。

(被災者生活再建支援制度の充実)

- 被災者生活再建支援法に基づく支援金支給に係る要綱や滋賀県被災者生活再建支援

制度に基づく支援金支給に係る要綱等を整備します。

## 《消防等》

### （業務継続に必要な体制の整備）

- 業務継続に必要な体制を検討し、災害対策本部体制等を適宜見直します。

### （消防人材・消防職団員等の育成・確保）

- 自治会や自主防災組織の活動支援を進めることにより、消防団員の確保を図るとともに、消防団間の緊密な連絡を確保するための組織の整備、消防団の施設・装備・活動資機材の充実、強化を図ります。

## 【住宅・都市】

### （住宅・建築物の耐震対策）☆

- 町役場庁舎の建替えを推進しています。

### 『重要業績指標』

#### 町役場庁舎の耐震化

現状：耐震性なし

令和6年度：耐震性あり

- 建築物の耐震化を促進するため、多数の者が利用する建築物（ホテル・店舗等）など、耐震診断義務付け建築物等に対する耐震診断・改修にかかる補助制度の整備を図り、当該建築物の所有者に対する働きかけや助言等を推進します
- 木造住宅にかかる耐震診断事業、耐震補強案作成事業、耐震改修事業を行い、木造住宅の耐震化を促進します。
- 耐震性の低いとされる町営住宅の耐震診断・改修または建替え・用途廃止を行い、整備を図ります。
- 住宅・建築物の耐震化の一層の促進を図るため、広報やリーフレット、出前講座等を活用して耐震性向上の必要性に関する知識の普及・啓発を図るとともに、相談対応を促進します。
- 避難時の安全性を確保するため、補助制度により道路に面する民間ブロック塀等の除去を進めます。

### （空き家対策）

- 災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、総合的な空き家対策を推進します。

### 『重要業績指標』

#### 空き家・空き地活用

現状：0件

令和6年度：5件

#### （緑地・オープンスペースの確保）

- 応急仮設住宅建設候補地や物資集積拠点等防災上重要な場所をあらかじめ検討します。

#### （上水道・工業用水道施設の防災対策の推進）

- 浄水場施設の耐震診断の結果、耐震基準以下の施設について、耐震化工事を進めています。現在、令和2年度実施に向けて設計を作成しており、南部浄水場においては緊急遮断弁設置工事並びに配水池および場内配管の耐震化工事を令和2年度実施予定です。  
なお、その後には北部浄水場の場内配管の耐震化工事を実施する予定です。
- 配水管路の耐震化についても、重要幹線について耐震化工事を実施するための設計に取り掛かっており、令和3年度には実施する予定です。

#### （下水道施設の防災対策の推進）

- 下水道管路の耐震化については、重要幹線の耐震化工事を進めており、過去3カ年にわたり実施してきたところです。

#### （危険物等対策の推進）

- 消防署と連携して、定期的に危険物施設等の所在地、施設の規模、形態、危険物の種類、取扱い数量等の状況を把握します。

### 【保健医療】

#### （災害医療体制の充実）

- 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、市町や医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図ります。
- 急性期からの災害派遣活動に必要な現地の保健医療ニーズを把握して、保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制の構築に努めます。  
また、県との連携をより強化し、関西広域連合をはじめ他府県との医療連携体制の構築を進めていきます。

#### （感染症の発生・蔓延防止）

- 災害発生時における感染症の発生・蔓延を防ぐため、平時から定期予防接種の接種勧奨に努めるとともに、災害発生時には、保健所等と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施します。

### （福祉避難所等の機能強化）

- 災害時に、要支援者への福祉的配慮がされた避難所運営が行われるよう、平時から県湖東健康福祉事務所、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、区長や避難支援関係者等と連携し対策を推進します。
- 避難生活の中で二次的な被害（状態の重度化、関連死など）の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう、関係機関と連携して支援体制の構築を進めます。
- 高齢者や障がい者、子どもなどの要支援者が日常的に利用する福祉施設について、利用時にその安全が確保されるよう、一層の耐震化を図るとともに、災害時において、要支援者が安心して生活できる福祉避難所として活用できるよう、整備を支援します。

## 【エネルギー】

### （自立・分散型エネルギーシステムの整備促進）

- 町役場庁舎の建替えなどに合わせて、自立・分散型エネルギーシステムの整備を検討します。

### （適切な燃料供給のための体制整備）

- 災害発生時に必要な燃料を確保するため、協定締結団体と優先供給を行う災害対応上の重要施設や災害応急対策車両等の選定を行うとともに、定期的な訓練等の実施により供給体制の整備を図ります。

## 【産業】

### （中小企業・小規模事業者の事業継続計画の策定支援）

- 自然災害等の際、ひとたび被災すると経営に大きな影響を与える恐れがあるため、小規模事業者の防災・減災対策について支援ができるよう商工会および防災担当課と商工担当課が連携し、令和2年度内に「事業継続力強化支援計画」を作成します。

## 【交通・物流】

### （主要幹線道路等ネットワークの整備）☆

- 災害発生により、主要幹線道路網が本町で分断すれば、本町のみならず県全体の経済活動の停滞を招くことから、支援の受入、他府県への支援の中継や他府県の交通拠点へのアクセス性向上のため、直轄国道（国道8号）の主要幹線道路ネットワークの整備について、関係機関と連携し、整備を進めます。

### （緊急輸送道路等ネットワークの整備）☆

- 道路インフラの被災により、医療施設や広域防災拠点、町役場等へ到達できず、救助・救急活動や災害対応に支障が生じる事態を回避するため、重要物流道路および緊急輸送道路を中心とした道路整備を着実に実施するとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基

づく橋梁の修繕や耐震対策を進めます。

- 冬期における災害発生時の重要物流道路および緊急輸送道路の確保を図るため、除雪体制の強化を図ります。
- 災害発生時において代替輸送路としての機能を確保するため、町道1級路線および基幹道路の整備、改良を計画的に推進します。
- 物資輸送ルートを確保するため、駅などの交通拠点、避難所といった防災活動の中心となる防災拠点などを結ぶアクセス道路や緊急輸送道路の整備により、災害に強い道路ネットワークを構築し、災害時でも円滑で安全・安心な道路交通を確保します。
- 公共交通機関等の被災に伴う機能停止に伴い、自家用車の避難、帰宅による交通量増加の渋滞により避難・帰宅が遅れる事態を回避するため、徒歩や自転車で避難・帰宅できる環境（道路）を整備します。

#### （道路啓開体制の整備）

- 道路管理者との連携を強化し、災害時の通行状況等の情報収集・共有、情報提供などに必要な体制整備を図ります。

### 【農林水産】

#### （農地・農業水利施設等の適切な保全管理）

- 台風・豪雨時の速やかな排水による出水被害の軽減など、農業水利施設の多面的機能が滞りなく発揮されるよう、効率的かつ計画的な保全更新対策を推進します。
- 継続的な営農活動を行う農業者等に対して、災害時に備えた農地・施設等の適正な保全管理を行うよう推進します。

#### （農業集落排水施設の機能保全）

- 災害発生時においても、農業集落排水機能の維持を図るため、多面的交付金等を活用し、計画的な施設の機能保全対策を推進します。

#### （農業用ハウスの災害被害防止に関する緊急対策）

- 農業用ハウスの台風や大雪などの災害対応強化に向けて、日常保守点検の適切な実践についての普及啓発を行うことや農業用ハウス強靱化緊急対策事業等の事業活用を推進します。

### 【国土保全・土地利用】

#### （河川の整備）

- 河川の整備については、「河川整備計画」や「河川整備5ヶ年計画」に基づき、整備すべき優先度の高い河川から計画的に実施するよう県に要望していきます。

#### （治水ダムの適切な管理・運用）

- ダム操作に関わる情報を避難行動へつなげるため、住民や関係機関に対し速やかに情報提供が図れる仕組の構築を進めます。

- 平常時から浸水等のリスク情報を住民や関係機関と共有するため、防災ハザードマップについて引き続き、内容確認や避難方法の周知などを継続的に実施します。
- 計画規模を超える洪水が発生しても被害を最小限にとどめるため、洪水調節計画の見直しや事前放流の検討など、柔軟な運用に関する取り組みを進めます。

#### **(浸水対策の推進) ☆**

- 局部的集中豪雨の頻発による浸水被害を軽減させるため、県と連携して、雨水排水施設の整備によるハード対策と、防災ハザードマップの普及啓発・訓練の実施によるソフト対策を組み合わせた効果的かつ効率的な対策を推進します。広域化・共同化研究会の中で、県と市町の合同による災害支援協定の締結やBCP計画（浸水害編）の策定等の検討を行います。処理場およびポンプ場で、汚水流下機能や電源供給機能等の施設の優先度を考慮し、浸水防止措置の検討・対策を進めます。

#### **(鉄道施設の防災機能の強化)**

- 本町所有の駅コミュニティハウスの管理について今後も指定管理制度を利用し、適切な防災対策を検討していく予定です。
- 地域交通や全国の人の移動を支える鉄道施設の防災機能を強化するため、各鉄道事業者において、鉄道施設の耐震化や総合的な防災対策が実施されるよう促進します。

#### **(地籍調査の推進)**

- 災害復旧・復興の迅速化を図るため、地籍調査を町防災計画に位置付け、地籍調査の計画的な実施をしていきます。

### **【環境】**

#### **(有害物質等対策の推進)**

- 町内事業者の現状把握を進め、有害物質等を排出するおそれのある工場等や浸水リスクが高いと見込まれる工場等への工場立入調査や、浸水等のリスクへの注意喚起、助言等を行います。
- 民間建築物等にかかるアスベストへの対策を推進します。

#### **(浄化槽の管理体制の整備)**

- 災害発生時における浄化槽の躯体の損壊、槽内装置の故障等被災状況についての報告・連絡体制の構築を進めます。  
町内に設置されている浄化槽について、整理していきます。

#### **(災害廃棄物処理体制の強化・充実)**

- 町営の施設ではないが、湖東広域衛生管理組合は耐震化済みであり、今後も適切な対策を講じられるよう助言等を行います。
- 災害廃棄物処理計画については未作成であり、県や近隣市町等に作成についてご教授いただきながら、令和3年度に災害廃棄物処理計画策定予定です。

## 横断的施策分野

### 【リスクコミュニケーション】

(防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上)

- 地域防災力の向上を図るため、住民や自主防災組織等への出前講座や防災パンフレットの作成・配布、地域の防災リーダーとなる担い手の育成、継続的な防災訓練等を実施します。
- 次世代を担う子どもたちが「自分の命は自分で守る」とともに「地域社会に貢献できる」ようになるため、学校における防災教育と防災訓練の一層の充実を図ります。

(災害ボランティアの活動支援)

- 災害時受援計画を作成し、専門ボランティアの具体的な要請、受入れ手順等を具体化します。

#### 『重要業績指標』

災害時受援計画の作成

現状：なし

令和6年度：作成予定

- 災害発生時におけるボランティア活動は、被災地における多様なニーズに対応したきめ細かい支援対策を講じる上で重要な役割を担うものです。  
災害発生時において、町社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録等の実施により、災害ボランティア活動が円滑となるよう、平時から市町や町社会福祉協議会、ボランティア、NPO等関係機関が緊密な連携協力体制を築いていくために必要な環境整備を進めます。

(災害時応援協定を締結する団体等との連携強化)

- 災害発生時の物資等の供給不足や復旧・復興のための人材の確保を図るため、新たな関係団体との災害時応援協定の締結に向け協議・調整するとともに、既に応援協定団体との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図ります。

### 【老朽化対策】

(公共施設等マネジメント) ☆

- 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の適正化・維持管理を行います。
- 町役場庁舎の建替えを推進しています。(再掲)

## 2 施策項目別事業

施策項目ごとに実施する事業は、別紙2のとおりです。

## 第4章 計画の推進と不断の見直し

### 1 計画の推進

国土強靱化は、町地域計画による取り組みだけでは実現できるものではなく、国基本計画による取り組みや県地域計画の取り組みとも連携させて、国土強靱化の取り組みを推進していきます。

### 2 計画の見直し

町地域計画は、外部環境の変化等に応じて、見直すこととします。

## 別紙1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

### 事前に備えるべき目標

#### 1 直接死を最大限防ぐ

(1)	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
-----	--

- 豊郷町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）を策定し、公共施設等の安全性を確保しつつ、公共施設等の適正化・維持管理に努めています。
- 平成 28 年 3 月に改訂された豊郷町耐震改修促進計画では平成 27 年末時点での豊郷町の住宅の耐震化率は 59.6%となっています。耐震診断および耐震補強案の作成を無料で行える事業はありますが、耐震改修については補助金はあるものの個人の経済的負担が大きいことなどから、耐震改修を見送られることが多々あります。今後目標の達成に向けてきめ細かな対策が必要です。
- 防災上特に重要な建築物や公共施設の耐震化を計画的に行う必要があるとともに、装備資機材の充実、各種訓練等により防災関係機関等の災害対応能力を向上させる必要があります。
- 倒壊の恐れのある空き家等の解消を進めるとともに、空き家が発生しないような取り組みが必要になります。

(2)	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
-----	--

- 消防署と連携して、火災予防の啓発を推進しています。
- 出前講座、防災訓練などの機会を活用して地域住民や企業等の自助・共助に関する啓発活動を推進しています。
- 倒壊の恐れのある空き家等の解消を進めるとともに、空き家が発生しないような取り組みが必要になります。（再掲）
- 速やかな避難や延焼防止など、都市の防災機能を強化させるため、狭あい道路の拡幅、緑地・オープンスペースの確保、空き家対策、老朽木造住宅の密集状態を解消する施策を推進する必要があります。
- 火災などの延焼の拡大を遮断するなど、都市の防災機能を強化させるため、災害遮断機能にもなる防災道路を整備する必要があります。

(3)	突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
-----	-----------------------------------

- 計画的に治水施設の整備は進められるが、今後も施設能力を超える洪水が増えると予

想されており、その場合には浸水被害が発生する可能性があります。

「河川整備計画」や「河川整備5ヶ年計画」による河川整備と「水害に強い地域づくり」による避難体制の整備等とを併せることにより大きな減災効果を発揮することから、河川の氾濫とともに内水の氾濫も考慮した「地先の安全度マップ」や水防法に基づく「浸水想定区域図」など平常時における水害危険性の周知と「雨量・河川水位」など洪水時における情報提供を通じて、住民に対して浸水被害の危険性に対する認識の促進や、安全な住まい方への誘導、市街地等の小流域河川における、突発的な集中豪雨などを想定した雨量による避難判断基準の検討などを行い、災害への備えを進めることによって被害の最小化を図る必要があります。

- 本町の平野部人口集中地域で頻発している浸水被害に対しては、下水道（雨水）整備事業等と連携して対応しており、その放流先として県管理一級河川の整備を促進する必要があります。
- 河道内の流下阻害となる堆積した土砂の除去や樹木の伐採等を行い、河川が持つ本来の機能を最大限に発揮させる必要があります。
- 出水時において適正に洪水調節を実施するため、既存施設の適切な整備・維持管理・更新を行うことが必要です。また、超過洪水時においても浸水被害の軽減や沿川住民の避難時間の確保のため、柔軟な運用等による機能強化を推進する必要があります。
- 特に異常洪水時防災操作などのダムの諸情報について、住民や関係機関に対し速やかに提供・共有できる仕組みの構築する必要があります。
- 住民等への情報伝達手段として、これまでの防災行政無線に加え、災害情報共有システム（Lアラート）、土木防災情報システム、しらがメールなど、多様化に努めているところであり、情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進するほか、発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進める必要があります。

(4)

**暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生**

- 豪雪時における消防団の広域応援による雪処理体制や雪処理ボランティアの活用等、雪処理の担い手の確保体制を検討する必要があります。
- 暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生を防ぐには、平時から、气象台等の関係機関と連携を図り、暴風雪・豪雪が予測される時は情報共有を行い、住民に対し不要不急の外出を抑制させるための情報提供を行う必要があります。また、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階から旅行者等の利用者への情報発信を行い帰宅困難者への対策を講じる必要があります。
- 暴風雪や豪雪等による被災状況を迅速に収集・共有を行い、的確な災害警備活動を展開するためには、警察の通信基盤や施設の堅牢化・高度化等を進める必要があります。
- 降雪の影響等の情報の収集を行うための自動車プローブ情報の活用、早期の被害情報の把握を行うシステムの拡充・運用開始等、多様な情報収集を確保する必要があります。

- 集中的な大雪に備えて、除雪機械の増強、除雪・融雪施設等のハード整備を強化することに加え、町職員の「小型特殊免許」の取得人員の増加に努めます。

### 事前に備えるべき目標

## 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

(1)	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
-----	--

- 災害発生時において、必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、イオンビッグ株式会社、株式会社平和堂等と災害時応援協定を締結しています。
- 鈴鹿西縁断層帯地震で想定される避難者数を対象とした備蓄目標を設定し、食料、生活必需品等の備蓄を推進するとともに、新たな協定先の検討、住民の家庭内備蓄の啓発等に努めます。
- 災害発生時に県が設置する物資輸送拠点や輸送調整所から届けられる救援物資を町内に受け入れ、避難所、病院および社会福祉施設等に対して仕分・配送等を行う集積拠点を具体化していく必要があります。
- 物資輸送ルートを確認するため、橋梁をはじめとした道路防災対策を早急に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路、緊急輸送道路、基幹道路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保を図る必要があります。また、輸送経路の水害、雪害対策等を着実に進める必要があります。
- 災害発生後に道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要があります。
- 物資輸送ルートを確認し確保するため、駅といった交通拠点、避難所といった防災活動の中心となる防災拠点などを結ぶアクセス道路、緊急輸送道路、基幹道路の整備により、災害に強い道路ネットワークを構築し、災害時でも円滑で安全・安心な道路交通を確保する必要があります。

(2)	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
-----	----------------------

- 地域防災計画において、豊郷スポーツ公園多目的運動場や小・中学校のグラウンドを緊急時ヘリポートとして位置付けています。

(3)	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
-----	--------------------------

- 地域住民や事業所による協力が必要となることから、自助・共助の取り組みとして実施可能な応急救助・救急活動方法等の啓発に努めます。
- 消防署が実施する消防団や救助隊員に対する知識の高度化や訓練、救急車両の整備拡充、救助資機材の充実強化、広域応援受入れ体制の整備等に協力します。
- 消防署と連携して、災害の種別、規模に応じた専門的な知識、技術の習得を図るほか、救急救命士の増員の推進に努めます。

(4)	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
-----	----------------------

- SNSを活用するなど帰宅困難者への情報提供方法を検討する必要があります。
- 鉄道事業者や道路管理者との連携を強化し、災害時の運行状況や通行状況等を迅速に把握できるようにする必要があります。
- 帰宅困難者が発生した場合に備え、県や事業者等と連携して、帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保や施設における飲料水、食料等の備蓄などの対策を促進する必要があります。（再掲）
- 帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、橋梁をはじめとした道路防災対策を早急に進める必要があります。特に災害時に歩行者や自転車が安全円滑に通行できる自転車歩行者道の整備、代替ネットワークの整備による複数輸送ルート確保を図る必要があります。また、水害対策等を進める必要があります。
- 公共交通機関等の被災に伴う機能停止に伴い、自家用車の避難、帰宅による交通量増加の渋滞により避難・帰宅が遅れる事態を回避するため、徒歩や自転車で避難・帰宅できる環境（道路）を整えていく必要があります。

(5)	医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
-----	---

- 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図ります。（再掲）
- 急性期からの災害派遣活動に必要な現地の保健医療ニーズを把握して、保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築するとともに、派遣調整について進める必要があります。
- 広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が医療資源を上回るおそれがあることから、県との連携をより強化し、関西広域連合をはじめ他府県との医療連携体制の構築を進める必要があります。

(6)	<b>被災地における感染症等の大規模発生</b>
-----	--------------------------

- 災害発生時における感染症の発生・蔓延を防ぐため、平時から定期予防接種の接種勧奨に努めるとともに、災害発生時には、保健所等と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する必要があります。
- 災害発生時において、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理するため、下水道施設の耐震化・耐水化と老朽化対策による耐災害性の強化を図る必要があります。

(7)	<b>劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</b>
-----	--

- 避難生活の中で二次的な被害（状態の重度化、関連死など）の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう、関係機関と連携して支援体制を構築する必要があります。（再掲）
- 災害発生時に、要支援者への福祉的配慮がされた避難所運営が行われるよう、平時から湖東福祉事務所、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、区長や避難支援関係者等と連携し対策を推進する必要があります。
- 災害発生時に、確実に物資を提供できるよう、平時から民間事業者や市町と連携し物資輸送体制を構築するとともに、実効的な訓練を行って不断に体制の見直しを行う必要があります。また、災害発生時は、輸送ルートの途絶等により、食料・飲料水等の供給がされないおそれがあるため、地域防災計画に基づき、各家庭において、物資の備蓄を促進する必要があります。

## 事前に備えるべき目標

### 3 必要不可欠な行政機能を確保する

(1)	<b>行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</b>
-----	----------------------------------

- 災害発生時における通信途絶リスクを軽減するため、行政情報基盤の耐災害性を強化する必要があります。また、計画的な機器更改等により行政情報基盤の安定した運用を維持する必要があります。
- 行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、橋梁をはじめとした道路防災対策を早急に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路、緊急輸送道路、基幹道路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保、水害対策等を推進する必要があります。

- 町役場機能が低下する中であっても、迅速に災害対応業務を開始するとともに、最低限の行政サービスを維持しつつ、対応可能な限り早期に通常業務を復旧させるため、業務継続計画を策定します。
- 滋賀県災害時受援計画等を参考に、豊郷町地域防災計画に定める相互協力計画に係る受援体制を具体化することを目的とした災害時受援計画を作成する必要がある。
- 町役場庁舎の建替えを推進しています。
- 勤務時間外の職員参集訓練の実施に努めます。
- 職員初動マニュアルを作成し、職員に周知・徹底します。

## 事前に備えるべき目標

### 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

(1)	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
-----	---------------------------

- 町防災行政無線（屋外スピーカー21局）を整備しており、防災訓練等に活用しています。
- 通信機器保守会社と非常時の連絡体制を確認し、連絡手段を確保しておく必要があります。
- 非常通信を発信できる機関との協力体制の確立に努めます。
- 電柱の倒壊等により電力等の長期供給停止を発生させないように、風水害対策を着実に推進する必要があります。

(2)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
-----	------------------------------------

- 彦根市メール配信システムの利用範囲拡大により、湖東定住自立圏メール情報として災害情報等が配信されていることから、メール配信システムの周知と登録の呼びかけを行っています。
- 万一、テレビ・ラジオ放送が中断した際にも情報提供ができるよう、ホームページ等インターネットの活用など、代替手段となり得る行政情報の発信基盤の整備と、住民への周知を促進する必要があります。また、平時からインターネットが利用しやすいよう充実させる必要があります。

(3)	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
-----	--

- 県が実施するJアラートや県防災行政無線等を用いた情報収集、情報伝達訓練に参加

しています。

- 通信事業者に対して、特設公衆電話の設置等の要請を検討します。
- 住民等への情報伝達手段として、全国瞬時警報システム（Jアラート）、防災行政無線、災害情報共有システム（Lアラート）、土木防災情報システム、しらしがメールなど、多様化に努めているところであり、情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進するほか、発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進める必要があります。（再掲）

## 事前に備えるべき目標

### 5 経済活動を機能不全に陥らせない

(1)	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
-----	------------------------------------

- 自然災害等の際、ひとたび被災すると経営に大きな影響を与える恐れがあるため、小規模事業者の防災・減災対策について支援ができるよう商工会および防災担当課と商工担当課が連携し、令和2年度内に「事業継続力強化支援計画」を作成します。
- 物資輸送ルートを確認するため、橋梁をはじめとした道路防災対策を早急に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路、緊急輸送道路、基幹道路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保を図る必要があります。また、輸送経路の水害、雪害対策等を着実に進める必要があります。（再掲）
- 複数輸送ルートの一つとして鉄道の利用を検討する必要があります。

(2)	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
-----	---

- 燃料供給ルートを実際に確保するため、橋梁をはじめとした道路防災対策を早急に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路・代替補完路や緊急輸送道路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保、水害、雪害対策等を着実に進める必要があります。
- 発災発生後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図る必要があります。

(3)	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
-----	-------------------

- 消防署と連携して、危険物施設等の所在地、施設の規模、形態、危険物の種類、取扱

い数量等の状況把握に努めています。(消防署は、消防法に基づき、危険物取扱事業者等への防火指導や保安教育等を実施し、危険物による災害の発生と拡大の防止に努めている。)

(4)	<b>基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響</b>
-----	--

- 鉄道事業者による施設の防災機能の強化等対策を促進するとともに、駅コミュニティハウスの防災対策を検討する必要があります。
- 災害発生直後においても交通ネットワークを確保するため、橋梁をはじめとした道路防災対策を早急に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路、緊急輸送道路、基幹道路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保、水害対策等を着実に推進する必要があります。
- 道路橋梁の耐震補強や鉄道の耐震化、液状化対策、盛土のり尻補強等、交通インフラそのものの強化を進めていく必要があります。また、洪水など交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進めていく必要があります。
- 万一の交通遮断時にも甚大な影響を回避するため、現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供していく必要があります。
- 災害発生後に道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要があります。(再掲)
- 車両が被災した際の対応について、諸手続等の負担を軽減し、迅速化する必要があります。
- 幹線交通の分断を回避するため、老朽化対策、道路啓開の体制整備と連携強化、迂回路となり得る道の情報把握と共有、信号機電源付加装置をはじめとした交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等を進めていく必要があります。
- 官民の自動車プローブ情報の活用、広域交通管制システムの高度化、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する迅速な交通情報の把握、交通対策への活用、一般道路利用者への迅速な交通情報提供をしていく必要があります。
- 道路啓開を迅速に行うため、関係機関等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る必要があります。

(5)	<b>金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響</b>
-----	---

- 郵便物の送達を確保するため、橋梁をはじめとした道路防災対策を早急に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路、緊急輸送道路、基幹道路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要

であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保、水害対策等の着実な進捗を確保する必要があります。

(6)	<b>食料等の安定供給の停滞</b>
-----	--------------------

- 災害発生時において、必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、イオンビッグ株式会社、株式会社平和堂等と災害時応援協定を締結しています。（再掲）
- 鈴鹿西縁断層帯地震で想定される避難者数を対象とした備蓄目標を設定し、食料、生活必需品等の備蓄を推進するとともに、新たな協定先の検討、住民の家庭内備蓄の啓発等に努めます。（再掲）
- 複数輸送ルートの一つとして鉄道の利用も検討する必要があります。（再掲）
- 農業に係る生産基盤等の災害対応力強化に向けたハード対策の適切な推進を図るとともに、施設の保全・管理や施設管理者の体制整備を推進する必要があります。
- 食料輸送ルートを確保するため、橋梁をはじめとした道路防災対策を早急に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路・代替補完路や緊急輸送道路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保を図る必要があります。また、水害対策等を着実に進める必要があります。
- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化に向けたハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせる必要があります。

(7)	<b>異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響</b>
-----	--------------------------------------

- 渇水による干害が予測される場合の施肥や水管理対策など、県等から送付される技術対策に関する情報を提供し、農業者の生産体制づくりの実践を推進する必要があります。
- 現行の水準を超える渇水等に備え、今後も関係者による情報共有を緊密に行うとともに、長寿命化も含めた対策を推進する必要があります。

<b>事前に備えるべき目標</b>
-------------------

**6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる**

(1)	<b>電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止</b>
-----	---

- 災害発生時の燃料不足に備え、有限会社宮川石油と燃料などの供給協力に関する協定を締結しています。
- 災害発生時に備え、関西電力株式会社との連携強化を図ります。

(2)	<b>上水道等の長期間にわたる供給停止</b>
-----	-------------------------

- 本町浄水場が災害に被災した場合に備えて、日頃から二つの浄水場の相互利用によるバックアップを行っている。また、応急給水が必要となった場合には、近隣市町との連携、協力のもと応急給水に対応していきます。
- 被災時の迅速な施設機能回復にむけて、日ごろから施設の点検等に努めており、被災時のダメージを迅速に把握するとともに、各種機関を通じて復旧に取り組んでいきます。

(3)	<b>汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</b>
-----	----------------------------

- 下水道管路については、重要な幹線に位置付けられている基幹管路の耐震化工事を実施しております。また、広域避難場所には、マンホールトイレを設置し、緊急避難してきた町民の方が下水道が破断した場合にあっても数日間はトイレの心配がないよう対応しております。

(4)	<b>新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止</b>
-----	--

- 災害発生直後においても地域交通ネットワークを確保するため、橋梁をはじめとした道路防災対策を早急に進める必要があります。特に平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路、緊急輸送道路、基幹道路など物流・人流の基幹となる路線の整備や保全が重要であり、代替ネットワークの整備による複数輸送ルートの確保を図る必要があります。また、水害対策等を着実に進める必要があります。  
(再掲)
- 道路啓開を迅速に行うため、関係機関等との連絡や情報交換を定期的に行い、連携体制の強化を図る必要があります。(再掲)
- 地域に精通した技能労働者と重機等資機材を迅速に確保し行動できるよう、日頃から建設業従事者の育成、資機材の拠点が各地にある状態の保持に努めておく必要があります。
- 非常用発電機は町有施設の一部設備にあるのみであるため、長期停電に備えて、庁舎の建替えなど検討時には、コンピュータシステムの電源容量を含めた自家発電設備の設置を検討する必要がある。

- 災害発生後に道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要があります。（再掲）
- 鉄道事業者による施設の防災機能の強化等対策を促進する必要があります。
- 被害を最小限に留めるため、老朽化した信号機の更新、その他交通施設に関する耐震化、液状化対策など、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進めていく必要があります。また、交通インフラの維持管理、更新に関する技術開発を進め、実用化していく必要があります。

(5)	<b>防災インフラの長期間にわたる機能不全</b>
-----	---------------------------

- 住民等への情報伝達手段として、これまでの防災行政無線に加え、災害情報共有システム（Lアラート）、土木防災情報システム、しらがメールなど、多様化に努めているところであり、情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証、住民への周知を促進するほか、発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進める必要があります。（再掲）
- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、建設産業における担い手の育成・確保を進める必要があります。

<b>事前に備えるべき目標</b>
-------------------

## 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

(1)	<b>地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生</b>
-----	--------------------------------------

- 適切な緊急避難場所、避難所を指定し、県に報告するとともに、住民に周知します。
- 消防署と連携して、出火防止対策や消防力の強化に努めます。
- 倒壊の恐れのある空き家等の解消を進めるとともに、現状の空き家問題の解決と空き家が発生しないような取り組みが必要になります。（再掲）
- 速やかな避難や救助など、防災機能を強化するために、町の地域構造を明確化する必要があります。
- 火災などの延焼の拡大を遮断するなど、都市の防災機能を強化させるため、災害遮断機能にもなる防災道路を整備する必要があります。（再掲）
- 避難場所としての公園、緑地、広場等の整備を進める必要があります。
- 道路橋梁の耐震補強や鉄道の耐震化、液状化対策、盛土のり尻補強等、交通インフラそのものの強化を進めていく必要があります。また、官民の自動車プローブ情報を融合し活用するシステムの運用、広域交通管制システムの長寿命化等の整備を進める必

があります。

- 緊急輸送道路のうち特に建築物の倒壊による通行障害のおそれの高い道路沿道の建築物については、所有者への働きかけや支援等をとおして、できる限り早期の耐震化完了を目指す必要があります。

(2)	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
-----	---------------------------------------

- 緊急輸送道路のうち特に建築物の倒壊による通行障害のおそれの高い道路沿道の建築物については、所有者への働きかけや支援等をとおして、できる限り早期の耐震化完了を目指す必要があります。（再掲）
- 安全な交通の確保のため、信号機電源付加装置の整備更新や交通安全施設の耐震化、長寿命化等の適正管理について、着実に進める必要があります。
- 災害発生時の安全円滑な通行を確保するため、道路の地下構造物の老朽化対策・耐震対策等の計画的な推進、および道路占用物件の埋設位置・老朽化対策・耐震対策等、占用者に対して適切な指導を徹底する必要があります。
- 速やかな避難や救助など、住宅密集地の防災機能を強化させるため、被災者の避難路や救援通路になる防災道路を整備する必要があります。
- 災害発生時における迅速な道路交通情報の把握と、住民への周知を図ります。

(3)	防災インフラ、天然ダム、河川管理施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
-----	---

- 河川管理施設等において老朽化対策等を計画的に進めていますが、想定する計画規模に対する対策に時間を要しており、また想定規模以上の地震等では対応が困難となり大きな人的被害が発生するおそれがあります。このため、国・県・地域住民・施設管理者等との連携を一層推進し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策をとる必要があります。
- 河道内の流下阻害となる堆積した土砂の除去や樹木の伐採等を行い、河川が持つ本来の機能を最大限に発揮させる必要があります。（再掲）

(4)	有害物質・油の大規模拡散・流出による町土の荒廃
-----	-------------------------

- 有害物質・油の大規模拡散等の突発重大事故が発生した場合は、事故対策本部を設置し、防災関係機関と連携して情報の収集に当たり、救急医療、救助、その他応急対策を実施します。
- 事故現場の危険性が高いと判断した場合は、警察等と協力して現場周辺の立入禁止措置を実施するなど、周辺住民等の安全が確保できるよう、必要な措置を講じます。

- 原子力災害に対処する必要があるときは、地域防災計画の原子力災害対策計画に基づき応急対策を実施します。
- どの工場が有害物質等も取り扱っているか把握出来ていないので、まず町内の事業者の現状把握が必要です。

(5)	農地等の被害による町土の荒廃
-----	----------------

- 農地について地域の共同活動等による保全管理が困難となった場合には、地域の主体性・協働力を活かした農地等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要があります。

#### 事前に備えるべき目標

### 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
-----	----------------------------------

- 町営の施設はありませんが、湖東広域衛生管理組合は耐震化済みです。
- 本町は、災害廃棄物処理計画については未作成であり、県や近隣市町等に作成についてご教授いただいているところです。（令和3年度策定予定）
- 課題としては、仮置場の選定が困難です。

(2)	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
-----	--

- 地域防災計画において、専門的スキルを有するボランティアが必要なときは、活動内容、期間、派遣場所等を明らかにした上で、県災害ボランティアセンター、関係団体等に対して災害ボランティア派遣を要請することとしています。

(3)	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
-----	--

- 広域的な災害に備え、県外市町村との相互応援協定の締結を推進しており、現在、千葉県浦安市や高知県室戸市と相互応援協定を締結しているほか、町を含む湖東定住自

立圏において、鳥取県中部定住自立圏との相互応援協定を締結しています。

- 町民生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、大規模な自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた世帯の生活再建を支援する制度の充実を図る必要があります。
- 地震、洪水等による浸水対策を着実に推進するとともに、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する流域減災対策を推進することが必要です。

(4)	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
-----	---

- 文化財の日常的な維持管理と耐震化を進める必要があります。
- これまで文化財を守ってきた地域力の低下は、地域の中で守られてきた有形・無形の文化財の保存継承に影響するため、文化財の理解者のすそ野を広げ、有形・無形の文化財がより多くの人に支えられるような環境を作り出す必要があります。
- 災害時における被害状況の収集のためにも、町内の有形無形の文化を調査・記録しておく必要があります。

(5)	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
-----	--

- 地域防災計画において、応急仮設住宅の建設候補地を具体化しておらず、あらかじめ災害時に利用可能な土地等を検討しておく必要があります。

(6)	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による町経済等への甚大な影響
-----	---

- 災害発生時においても、風評被害等に対応するため、正確な情報を迅速に発信する機能を維持する必要があります。

別紙2 推進方針に基づく施策項目別事業一覧

【住宅・都市】

(住宅・建築物の耐震対策)

事業名	事業箇所	事業主体	完了目標時期	事業スケジュール					担当部署	備考
				R2	R3	R4	R5	R6		
公営住宅管理・改良住宅管理事業	豊郷町内町営住宅	豊郷町	令和3年度						人権政策課	
木造住宅耐震診断員派遣事業	豊郷町内一円	豊郷町	毎年						地域整備課	住宅・建築物安全ストック形成事業
木造住宅耐震補強案作成事業	豊郷町内一円	豊郷町	毎年						地域整備課	住宅・建築物安全ストック形成事業
木造住宅耐震改修事業	豊郷町内一円	豊郷町	毎年						地域整備課	住宅・建築物安全ストック形成事業
ブロック塀等耐震対策事業	豊郷町内一円	豊郷町	毎年						地域整備課	住宅・建築物安全ストック形成事業

(空き家対策)

事業名	事業箇所	事業主体	完了目標時期	事業スケジュール					担当部署	備考
				R2	R3	R4	R5	R6		
空き家対策	豊郷町内空き家	豊郷町	毎年						企画振興課	

【交通・物流】

(緊急輸送道路等ネットワークの整備)

事業名	事業箇所	事業主体	完了目標時期	事業スケジュール					担当部署	備考
				R2	R3	R4	R5	R6		
吉田秦荘線・吉田愛知川線	豊郷町吉田	豊郷町	令和6年度						地域整備課	全体事業費(単位:百万円) 570
法養寺線	豊郷町四十九院	豊郷町	令和6年度						地域整備課	全体事業費(単位:百万円) 260
歌詰橋ほか9橋橋梁修繕 杉7号線1号橋ほか30橋橋梁修繕工事	豊郷町内一円	豊郷町	令和7年度以降						地域整備課	全体事業費(単位:百万円) 552
歌詰橋歩道橋設置工事	豊郷町吉田	豊郷町	令和5年度						地域整備課	全体事業費(単位:百万円) 350

【国土保全・土地利用】

(地籍調査の推進)

事業名	事業箇所	事業主体	完了目標時期	事業スケジュール					担当部署	備考
				R2	R3	R4	R5	R6		
豊郷町地籍調査事業	豊郷町四十九院吉田,安食西	豊郷町	令和7年度						地域整備課	計画期間事業費(単位:百万円)※ 93.3

【環境】

(有害物質等対策の推進)

事業名	事業箇所	事業主体	完了目標時期	事業スケジュール					担当部署	備考
				R2	R3	R4	R5	R6		
吹付けアスベスト等含有調査事業	豊郷町内一円	豊郷町	毎年						地域整備課	住宅・建築物安全ストック形成事業

【老朽化対策】

(公共施設マネジメント)

事業名	事業箇所	事業主体	完了目標時期	事業スケジュール					担当部署	備考
				R2	R3	R4	R5	R6		
改修事業	豊郷町内小中学校	豊郷町	令和6年度						教育委員会事務局 学校教育課	全体事業費(単位:百万円) 1,486
橋梁長寿命化修繕計画策定	豊郷町内橋梁	豊郷町	令和2年度						地域整備課	全体事業費(単位:百万円) 7

※現段階では町内全域にまたがる全体事業費を算出できないため、計画期間事業費を掲載しております。